

所 長 " 次 長 " 総務課長 " 課 僚

復 命 書

出張年月日 平成21年2月5日 出張地 熱海市伊豆山ほか

用 件 現地確認

熱海市伊豆山赤井谷に野積みされているコンクリートガラについて、熱海市と東部健康福祉センターの現地確認に同行した。

出席者：熱海市役所 まちづくり課

東部健福廃棄物課

現状 赤井谷：コンクリートガラのほか、布団、クッション等有。

D 工区：木造住居解体時に発生したと思われる建築廃材及び根株、枝葉が野積みされている。

赤井谷に廃棄物を搬入中であったため、トラック運転手に事情を聞いた。

「市内の 解体に伴う廃棄物を運搬している。

の指示。産廃処理前の仮置きと聞いている。」

概要

東部健福

仮置きということであるが、無制限ではなく、高さや放置期間(6ヶ月)によっては違法行為により指導もある。埋め立てたということになれば廃棄物法違反により警察へ通報することもありうる。警察は摘発するが(最高5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金)、廃棄物の除去までは行わないので、まずは根気よく指導していくほうがいいのではないかと。リサイクル法の手続きは取られているか(熱海土木に確認の必要有)、マニフェストは発行できるのか、廃掃法についてはどうか、法令に則り適正に行われているか確認、指導を行う必要がある。まず、関係機関が集まり、業者に今後の計画等を聞く場を設けるよう熱海市に願います。まず 解体現場へ行き、関係者に事情を聞く。

(解体現場にて)

D 工区の建築廃材はこの母屋のもので他から搬入したものではない。当初ここで分別する計画でいたが、住宅地であり騒音、粉塵等から困難であると判断したため、赤井谷に一時搬出し、そこで分別処理する計画である。

上記のとおり復命します 平成21年2月5日

東部農林事務所長 様

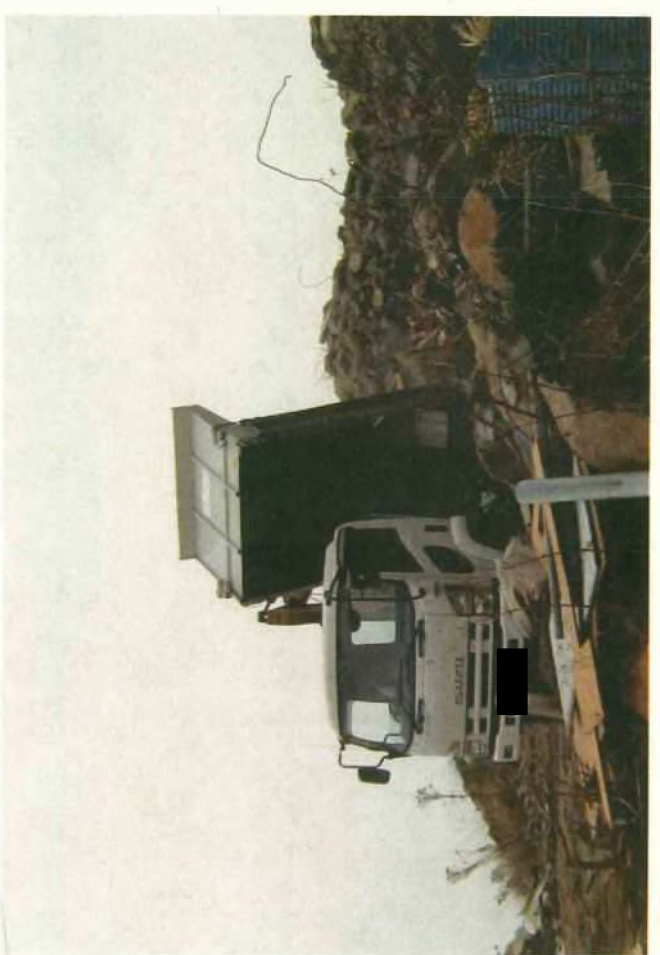
職 氏名



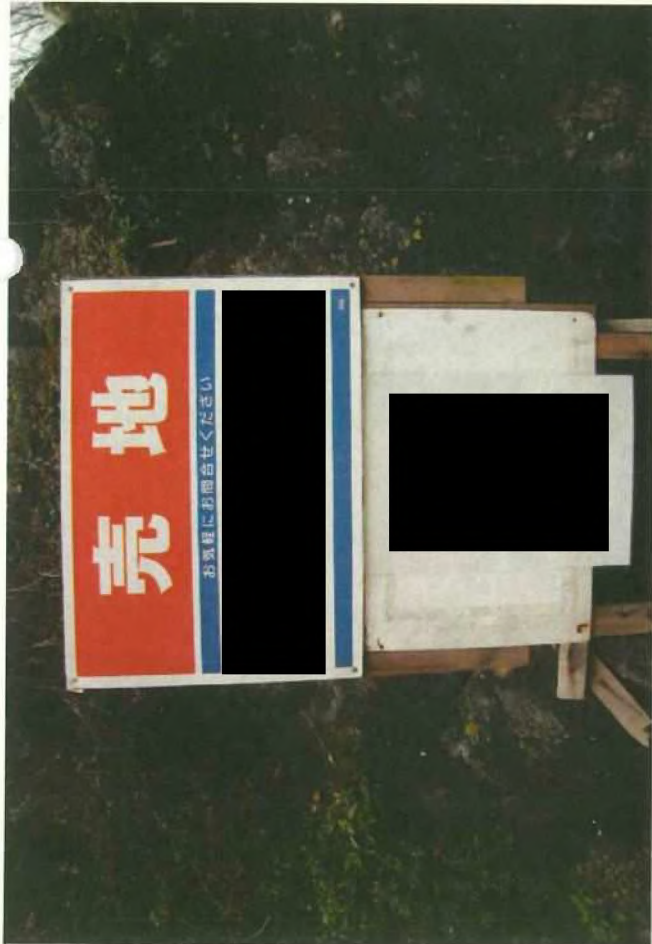
DIE



赤松産廃搬入







5.00m×5.00m×1.00m



表 1 土地利用状況

種別	面積 m ²	%	概要
開発面積	49791.95	100.000	
宅地	21815.7	43.81	道路の境界線は、地味に 幅員上を確保する
道路	5847.8	11.73	
緑道	442.7	0.89	
公園	1010.1	2.03	
緑地	2404.6	4.82	
緑地帯	16972.46	34.05	法第1種住宅地
ゴミ置合場	27.0	0.05	6箇所
源泉管理地	237.3	0.48	

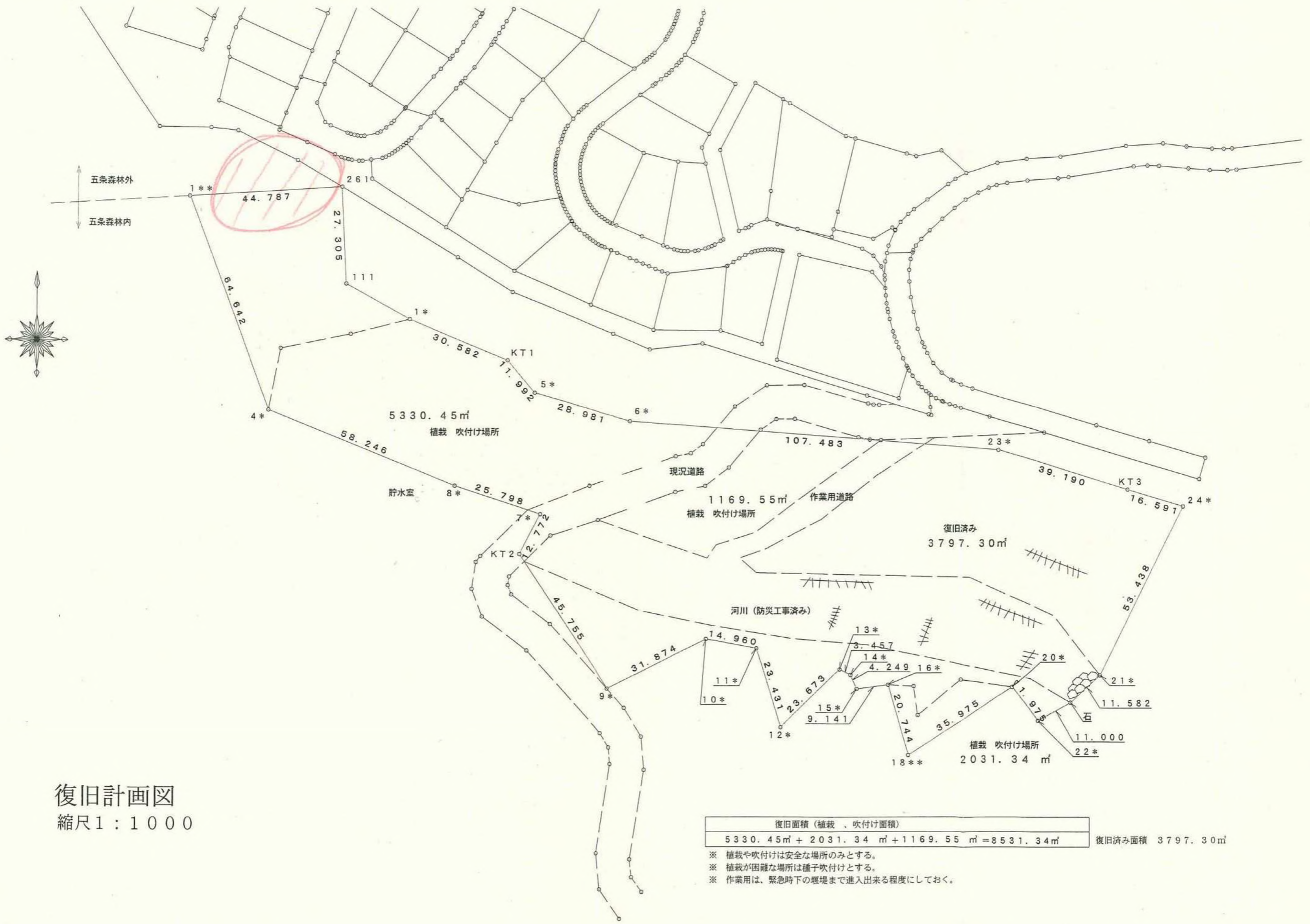
公園緑地=1010.1+2404.6=3414.7m² (≒6.85%)
 緑地帯(緑地緑地帯)=16972.46m² (≒34.05%)
 緑地帯+公園緑地=20387.16m² (≒40.90%)
 緑地帯+公園緑地+公園緑地=20387.16m² (≒40.90%)
 緑地帯+公園緑地+公園緑地+公園緑地=20387.16m² (≒40.90%)



ycl=15.00m 新築建設地
 として
 勾配変化点か
 ら右へ12.215m

熱海市伊豆山分譲計画

所在地	熱海市伊豆山字ヶ 外 地
図面名称	造成計画平面図
縮尺	S=1:500 図面番号
作成年月日	平成 19 年 11 月
作成者	



復旧計画図
縮尺1:1000

復旧面積 (植栽、吹付け面積)	
$5330.45\text{m}^2 + 2031.34\text{m}^2 + 1169.55\text{m}^2 = 8531.34\text{m}^2$	復旧済み面積 3797.30m^2

- ※ 植栽や吹付けは安全な場所のみとする。
- ※ 植栽が困難な場所は種子吹付けとする。
- ※ 作業用は、緊急時下の堰堤まで進入出来る程度にしておく。